

学校の新しい生活様式を踏まえた 部活動の再開に関するガイドライン（第5版）

R3.7.19改訂

山梨県教育委員会

1 はじめに

県教育委員会は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、平成30年3月に「やまなし運動部活動ガイドライン」、令和元年7月に「やまなし文化部活動ガイドライン」をそれぞれ策定した。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、学校教育活動においては感染症拡大防止が最重要課題となっていることから、県教育委員会は、部活動の意義や教育的効果を失うことなく、「新しい生活様式」に基づいた新たなスタイルを構築し、「やまなし運動部活動ガイドライン」及び「やまなし文化部活動ガイドライン」のそれぞれの意義を補完する役割として、「学校の新しい生活様式を踏まえた部活動の再開に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）を発出し、感染リスクを可能な限り低減した上で安全な活動を持続していくための方針を示すこととした。

なお、本ガイドラインは、山梨県教育庁保健体育課から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～を踏まえた運動部活動再開ガイドライン Revise-6.0（中学校）」の内容と文化部活動の内容を包括したガイドラインとなっている。

今後、各学校等においては、新型コロナウイルス感染症が終息するまで本ガイドラインに則った活動をお願いします。

2 ガイドライン改訂について

「学校の新しい生活様式を踏まえた部活動の再開に関するガイドライン（第4版）」を踏襲した上で、新たに「地域感染レベル」に応じた県内外における交流活動」の考え方を示すこととした。なお、今後の感染状況により、内容を見直すこともある。

- 文部科学省が示す「地域レベル」が山梨県において「レベル2 地域相当」及び「レベル1 地域相当」の場合は、「緊急事態措置地域」及び「まん延防止等重点措置地域」の対象になっていない地域に所在する学校との県内外（対象外地域に限る）における交流活動を、原則可能とする。
- 県内の感染状況が悪化した場合においては、県外の学校との交流活動を一時停止するなどの対応についてその都度通知する。
- 県内の感染状況については、「直近1週間の感染者数」など山梨県感染症対策センターが公表する「山梨県のモニタリング週報」の内容により総合的に判断する。

3 部活動実施における徹底事項

- 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること
 - 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が活動状況を確認すること。
 - 準備、着替え等を含め、3つの密の条件が重ならないように指導すること。
 - 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を必ず行うよう指導すること
 - 気温が高い日等は、熱中症に注意するよう指導すること
 - 用具等については使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不要に使い回しをしないよう指導すること
 - 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること
 - 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみ行うのではなく、学校として責任をもって、大会の参加時等と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること
 - 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること
- 以上のほか、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ 文部科学省 2021.4.28 Ver.6」等で示している内容に留意すること

4 移動に伴うリスク管理について

バス等による移動については「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」で示されている内容を各学校の実態に合わせて運用すること。

- スクールバス等を利用する場合の留意事項
 - ・スクールバス等の特性に配慮し、対応すること
 - ・乗車前に家庭及び会場等で検温し、発熱が認められる場合の乗車は避けること
 - ・定期的に窓を開けて換気を行うこと
 - ・可能な範囲で運行方法等の工夫により、過密乗車を避けること
 - ・降車後は速やかに手を洗うこと
 - ・座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
 - ・ドアノブ、手すり等を利用前、利用後に消毒すること
 - ・大きな声での会話等は慎むこと

- 公共交通機関を利用する場合の留意事項
 - ・マスクを着用すること
 - ・降車後は速やかに手を洗うこと
 - ・顔をできるだけ触らないこと
 - ・可能な限り乗客が少ない時間帯に利用できるよう配慮すること
 - ・大きな声での会話等は慎むこと
- 途中休憩における留意事項
 - ・サービスエリア等において休憩する場合は、手洗い、手指消毒等の徹底及び、大きな声での会話などは慎むこと

5 県外における泊を伴う活動について

県外における泊を伴う活動については、必要性や目的を明確にし、生徒・保護者等との共通理解を図った上で、その成果が十分得られると校長が判断する場合において、実施可能とする。

なお、本県及び当該都道府県において、県を超えた移動制限などの協力要請が出されている場合は不可とする。

- 県内における泊を伴う活動については、県外チームの宿泊は、山梨グリーンゾーン認証施設の利用を推奨すること。

なお、県内チームはやまなしグリーンゾーン認証施設を利用すること。

- 県外における泊を伴う活動については、「やまなしグリーンゾーン認証施設相当」の施設を利用することが望ましい。

また、宿泊施設の利用に当たっては、宿泊施設が示すガイドライン等に則り宿泊すること。

なお、旅程中に感染症等が発生した場合の対応については、学校において作成した「対応マニュアル」等を保護者等に周知し、共通理解を図るとともに、適切に対応すること。

6-1 地域の感染レベルを踏まえた部活動の段階的な進め方

	第1 ステージ	第2 ステージ	第3 ステージ	第4 ステージ	第5 ステージ	第6 ステージ
全レベル 共通事項	<p>・可能な限り感染予防対策を行う ・教師等が活動状況の確認を徹底する</p> <p>教育内大会の上位大会等への出場については、保護者・生徒等と 共通理解を図り、各市町村（組合）教育委員会と協議すること</p>					
レベル3 地域相当	個人や少人数でのリスクの低い 活動で短時間での活動					
レベル2 地域相当			<p>地域の感染状況や学校での活動状況を 踏まえて判断</p> <p>※ は県内の感染状況によって通知</p>			
レベル1 地域相当					<p>十分な感染対策を 行った上で実施</p>	

※ 地域の感染レベルについては県内の感染状況を踏まえ、必要に応じて通知する。

※ 地域とは、生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）が考えられる。

6-2 各ステージにおける具体的な取組内容

(1) 運動部活動

ステージ	第1 ステージ	第2 ステージ	第3 ステージ	第4 ステージ	第5 ステージ	第6 ステージ
活動内容 (形態)	個人練習 体力向上	グループ 練習 (5～6人程度)	ゲーム 形式練習	通常練習	通常練習	通常練習
活動範囲	校内のみ	校内のみ	原則 校内のみ	近隣の学校	県内のみ	県内外
活動時間及 び日数	30分程度 平日のみ	1時間程度 平日及び土日 のいずれか 1日	1時間半 程度 平日及び土 日のいずれ か1日	「やまなし運動部活動ガイドライン」 に準ずる		
休養日	平日1日 土日の両日	「やまなし運動部活動ガイドライン」に準ずる				
留意事項	対人活動禁止	3対3程度 までの活動	競技の特性 等により校 外で活動す ることも可	練習試合等を実施する場合、感染状況 を考慮するとともに、衛生管理等につ いて、当該校長同士で協議すること		

(2) 文化部活動

ステージ	第1 ステージ	第2 ステージ	第3 ステージ	第4 ステージ	第5 ステージ	第6 ステージ
活動内容 (形態)	個人の スキル向上	グループ及 び複数練習	校内での 通常活動	近隣での発 表等	県内での 発表等	県内外での 発表等
活動範囲	校内のみ	校内のみ	原則 校内のみ	近隣の学 校・施設	県内のみ	県内外
活動時間及 び日数	30分程度 平日のみ	1時間程度 平日及び土日 のいずれか 1日	1時間半 程度 平日及び土 日のいづ れか1日	「やまなし文化部活動ガイドライン」 に準ずる		
休養日	平日1日 土日の両日	「やまなし文化部活動ガイドライン」に準ずる				
留意事項	対人活動禁止	1グループ は5～6人 程度	活動内容 等により校 外で活動 も可	合同練習等を実施する場合、感染状況 を考慮するとともに、衛生管理等につ いて、当該校長同士で協議すること		

※ 各ステージの期間は、一週間程度を目安にした上で、地域の感染レベル、学校や生徒の実態に応じて設定すること。

※ 感染者等が発生し、臨時休校等の対応を実施した学校は、部活動の段階的な進め方について各市町村（組合）教育委員会と相談する。

7 補足事項

(1) 感染防止の配慮

①活動前・活動中

- 令和2年4月21日付教保体第241号「学校再開後の新型コロナウイルス感染症防止に留意した保健体育の授業等に関する留意事項」で示した「各運動種目における活動等の留意事項（含、運動部活動）」のうち、【屋外で活動する種目】・【屋内で活動する種目】の例は、運動部活動の第1ステージを想定している。
- ・「屋外・屋内の活動に共通する事項」は、運動部、文化部ともに感染防止のための全てのステージを通じて留意することとし、着実な感染防止対策を徹底する。
- ・マスクの着用は、運動部、文化部ともに活動前後、活動中について推奨しているが、換気を適切に実施し、かつ、生徒等の間に十分な距離をとっている場合については、この限りではない。

②活動後

- 生徒が自主練習等で残ることがないように、活動終了後は速やかに下校するよう指導する。

(2) 中央競技団体等の感染防止対策の方針について

- ホームページ等で感染防止対策の方針が示されている場合があるので、必ず確認すること
- 感染防止対策が示されている場合は、本ガイドラインとともに、中央競技団体等の指示に従うこと

(3) 部活動指導員・外部指導者の活用について

- 直接的な指導を生徒に行わない場合であっても、練習計画の作成等がある場合は指導実績として認める。